

道路運送法に基づく意見聴取の結果について みどりバス（北町ルート、氷川台ルート）

【概要】

意見聴取期間 令和 7 年 3 月 11 日（火）から令和 7 年 3 月 21 日（金）

掲 載 場 所 ねりま区報、練馬区ホームページ

提 出 方 法 直接持参、郵送、電子メール、ファクス、お問い合わせフォーム

【提出意見】

意見提出者数 2 名

意見提出件数 2 件

<運賃改定への意見と区の見解>

	意見内容（要旨）	区の見解
1	運賃改定にあたっては、高齢者や障害者など社会的弱者の利用と健康な通常人の利用とを区別してほしい。	運賃改定後についても、高齢者は、引き続き、シルバーパスが利用できるほか、65歳以上は運賃が半額となります。また、障害者は、引き続き、身体障害者手帳、愛の手帳、写真付きの精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方などは運賃が半額となります。
2	物価高騰やドライバー不足など、様々な問題が山積しており、運賃の値上げやむなしと思う。 その代わりに、現状の本数の維持や各バス会社での定期券での利用が今後もできるようにするなど、きめ細かい地域住民へのサービスを継続してほしい。	運転手不足などにより、全国各地でバスの廃止・縮小が起こっており、区内でも一般路線バスやみどりバスの減便が生じています。バス事業者は運賃改定などにより経営改善や労働環境の改善に取り組んでいますが、運転手不足は今後も続く見通しであり、現在のサービス水準を維持することは困難な状況です。 定期券は、各バス事業者の取り扱いに準じますが、引き続き利用可能です。ただし、運賃改定により、金額式 IC 定期券の設定金額を超えた運賃は差額精算が必要です。